

事 務 連 絡  
平成 26 年 8 月 4 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 26 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の  
利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 26 年 2 月 19 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところですが、「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成 26 年 6 月 13 日付け老発 0613 第 3 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「平成 26 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）にかかる平成 26 年 10 月 1 日以降の取扱いについて、下記のとおり改めてお知らせするとともに、別添のとおりリーフレットを作成いたしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）、サービス事業所等に再度周知を図るようよろしく申し上げます。

記

・利用者負担額軽減支援事業対象者認定票について

現在、全域が避難指示区域等（注 1）又は旧緊急時避難準備区域等（注 2）である町村に住所を有する被保険者は、利用者負担の減免を受けるに当たり、被保険者証の提示を認定票の提示に代えることができることとしている。このうち、旧緊急時避難準備区域等をその区域に含む以下の町村に住所を有する被保険者については、上位所得層が減免措置に対する財政支援の対象外となり（注 3）、被保険者証の住所表示のみをもって減免の有無を判別できないことから、平成 26 年 10 月 1 日以降は認定票の提示が必要となることにご留意いただきたい。

なお、認定票の交付は「介護保険利用者負担額免除証明書」の交付（有効

期限が平成 27 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日となっているものに限る。)をもって代えることができる。

(福島県) 広野町、檜葉町、川内村

※全域が避難指示区域等である以下の町村に住所を有する被保険者については、引き続き、被保険者証の提示を認定票の提示に代えることができる。

(福島県) 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(注 1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう。(平成 26 年度に指定が解除された区域を含む。)

(注 2) 旧緊急時避難準備区域、平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等をいう。

(注 3) 旧緊急時避難準備区域等の上位所得層(被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準とする。)の被保険者にかかる財政支援

①利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)に対する財政支援  
平成 26 年 9 月 30 日まで

②保険料減免措置に対する財政支援  
平成 26 年 9 月分まで

平成26年10月1日以降も、以下の方については、介護サービスの利用者負担が免除となります。

1. 利用者負担の免除を受けることができる対象者と期限

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等<sup>(※1)</sup>の被災者の方

○上位所得層<sup>(※2)</sup>を除く旧緊急時避難準備区域等<sup>(※3)</sup>の被災者の方 →平成27年2月28日まで

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)として指定されている4つの区域等です。(平成26年度に指定が解除された区域を含みます。)

(※2) 個人の合計所得金額が633万円以上の方を指します。

(※3) 旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)の2つの区域等です。

(※4) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。  
(お住まいの市町村での免除の実施については市町村の窓口にお問い合わせ下さい。)

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被災者以外の方  
○ 市町村により、引き続き、介護サービスの利用者負担が減免されることがあります。  
○ 詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以下の町村の方は、引き続き平成27年2月28日まで免除証明書の提示は不要です。

町村名

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(注) 上記の町村以外の住所の方で、利用者負担の免除を受けるためには、有効期限が切れていない免除証明書が必要です。

(注) これまで免除証明書が不要とされてきた(福島県) 広野町、楡葉町、川内村の方は、平成26年10月以降、免除証明書の提示が必要となります。

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。